

○経済産業省令第七号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十二条第二項の規定に基づき、独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月三十一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年経済産業省令第百二二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

※ 別紙のとおり新旧対照表を挿入

附 則

この省令は、令和元年六月一日から施行する。